

◎新潟県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年10月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神立湯沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田 288 番 2 か ら	新	8.9～29.2メートル	149.0メートル
同郡同町大字湯沢字清水田273番2まで	旧	6.9～15.6メートル	149.6メートル